資料２

令和４年　市議会６月定例会提案予定議案（補正予算・一般会計）

令和４年度鎌倉市一般会計補正予算（第３号）

【補正額】
・歳入歳出とも　　１５１，７２２千円の増額
※補正後予算額　　６８，６７６，７６２千円

補正予算

歳出

①　障害者雇用対策事業／障害福祉課

☆　障害者雇用奨励金の追加

５，２２０千円　→　８，５２０千円

報償費　　３，３００千円増

・　障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用奨励金（中小企業には月額 20,000 円、Ａ型事業所には月額 7,500 円）を支給している。
・　令和３年度に実施した障害者雇用に関するアンケートや講演会において同奨励金の周知に努めた結果、想定を超える申請や問合せがあり、当初予算が不足することが明らかであることから、必要な経費を追加しようとするもの。
・　一般企業については 13 人分（12 人→25 人）、Ａ型事業所分については２人分（26 人→28 人）を追加で予算措置する。

② 予防接種事業／市民健康課

☆ HPV ワクチン予防接種償還払い補助金の追加

０千円 → ９５７千円

補助金 ９５７千円増

・ 令和４年３月 18 日付「HPV ワクチンのキャッチアップ接種の実施等について」において、厚生労働省から、定期接種の対象年齢を過ぎた後に HPV ワクチンの接種を全額自己負担で受けていた方に対する償還払いの標準的な取り扱いが示された（技術的助言）。
・ 上記通知を踏まえ、定期接種の対象年齢を過ぎた後に HPV ワクチンの接種を全額自己負担で受けていた方に対しても、当該接種に対する公費助成額相当額を遡って補助するための費用を追加しようとするもの。
・ 対象者の人数は把握できないため、積極勧奨を控えていた平成 25 年度から令和２年度までの定期接種率の３割程度（19 人）を助成対象者数と見込む。

③ 私立保育所等整備事業／保育課

☆ フラワーセンター用地賃借料の追加

９，０１９千円 → ９，１２７千円

使用料及び賃借料 １０８千円増

・ 神奈川県から 34 年 10 か月（平成 26 年３月～令和 30 年 12 月）の定期借地権設定契約によりフラワーセンター用地を借り受け、社会福祉法人に転貸した上で、民間保育所の設置・運営を行っている。
・ 借地料については、固定資産の評価替えの時期にあわせて改定することとなっており、令和４年２月 24 日付で、令和４年度から令和６年度までの貸付料の改定の通知があったことから、増額分について必要な経費を追加しようとするもの。
・ 令和５年度及び令和６年度分については、別途、借地料増額分に係る債務負担行為を設定する。

④　ICT 教育環境整備事業／教育指導課

☆　教育用ネットワーク通信環境改善事業費の追加

０千円　→　８７，７８２千円

委託料	７２，８６８千円増
使用料及び賃借料	１４，９１４千円増

・　国立情報学研究所（NII）の高速ネットワーク「SINET」（学術情報ネットワーク）に接続し、小中学校における授業での安定的な通信環境を確保するため、インターネットの専用回線やファイアウォールの整備に係る経費を追加しようとするもの。

⑤　文化財調査・整備事業／文化財課

☆　野村総研跡地建物内アスベスト飛散防止対策業務委託料の追加

０千円　→　９，８５０千円

委託料　０千円　→　９，８５０千円

・　野村総合研究所跡地に仮置きしている出土資料等を、厚木市内に賃借した保管施設へ移設する際、移転作業に係る作業員にアスベストの影響が及ばないよう、野村総研跡地建物内のアスベスト飛散防止対策に係る経費を追加しようとするもの。

⑥　生涯学習センター推進事業・生涯学習センター管理運営事業／生涯学習課

☆　生涯学習センター管理運営事業費の追加等

２１６，９２１千円　→　２６６，６４６千円

消耗品費	▲１，１７６千円減
燃料費	▲２７千円減
光熱水費	▲６，５０２千円減
維持修繕料	▲３，２００千円減
備品修繕料	▲２５千円減
医薬材料費	▲３千円減
電信料	▲４８９千円減
手数料	▲２，１５３千円減
委託料	５８，９６０千円増
使用料及び賃借料	▲６６０千円減
負担金	５，０００千円増

・　生涯学習センターの管理運営を、地方自治法第 244 条の２第３項に基づき指定管理者に行わせるため、指定管理者候補者の公募及び審査選考を行い、令和４年 10 月からの指定管理者候補者が決定した。

・　令和４年度予算では、１年間を通して市が運営した場合に要する費用を予算措置していることから、10 月以降の市による運営経費を減額補正するとともに、指定管理者に支払う指定管理料及び指定管理に移行するために必要な経費を追加しようとするもの。

・　令和５年度から令和９年度までについては、別途、指定管理料に係る債務負担行為を設定する。

・　財源　生涯学習センター使用料等　▲２４，０５０千円
　　雑入（印刷機使用料）　▲１２５千円
　　雑入（各行政Ｃ光熱水費に係る指定管理者からの納付金）６，６７８千円

歳入

（使用料及び手数料）
①　生涯学習センター使用料等の減額　（▲２４，０５０千円
　　／生涯学習課　４８，１００千円→２４，０５０千円）
☆　生涯学習センターの指定管理者制度移行に伴う減

（諸収入）
②　雑入（印刷機使用料）の減額　（▲１２５千円
　　／生涯学習課　２５０千円→１２５千円）
☆　生涯学習センターの指定管理者制度移行に伴う減
③　雑入（光熱水費等）の増額　（６，６７８千円
　　／生涯学習課　０千円→６，６７８千円）
☆　生涯学習センターの指定管理者制度移行に伴う増

（繰入金）
④　財政調整基金繰入金の増額
　　（　１６９，２１９千円増
　　／財政課　３，９２８，９５２千円→　４，０９８，１７１千円）
☆　歳出の増額に伴う財政調整基金繰入金の増

債務負担行為

① フラワーセンター用地賃借料（令和４年度改定分）／保育課

・　神奈川県から 34 年 10 か月（平成 26 年３月～令和 30 年 12 月）の定期借地権設定契約によりフラワーセンター用地を借り受け、社会福祉法人に転貸した上で、民間保育所の設置・運営を行っている。
・　借地料については、固定資産の評価替えの時期にあわせて改定することとなっており、令和４年(2022 年) ２月 24 日付で、令和４年度から令和６年度までの貸付料の改定（増額）の通知があったことから、令和５年度及び令和６年度分について、既存契約から増額される部分に係る債務負担行為を設定するもの。

債務負担行為設定額　　２１０千円
債務負担行為設定期間　　令和５年度から令和６年度まで

年割額	令和５年度	１０５千円
	令和６年度	１０５千円

② 生涯学習センター管理運営事業費／生涯学習課

・　生涯学習センターの管理運営について、令和４年 10 月から地方自治法第 244 条の２第３項に基づき指定管理者に行わせるため、次期指定管理者候補の公募及び審査選考を行い、指定管理者候補及び指定管理料が決定したことから、令和５年度から令和９年度までの指定管理料に係る債務負担行為を設定するもの。

債務負担行為設定額　　８３９，０９２千円
債務負担行為設定期間　　令和５年度から令和９年度まで

年割額	令和５年度	１８６，１１４千円
	令和６年度	１８６，１１４千円
	令和７年度	１８６，１１４千円
	令和８年度	１８６，１１４千円
	令和９年度	９４，６３６千円

令和４年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第１号）

【補正額】

・収益的支出　　１０，７８０千円の増額

※補正後収益的支出予算額　　６，９６４，０３１千円

【内容】

<u>支出</u>

① 七里ガ浜浄化センター処理場費／浄化センター

☆　水処理設備機器修繕料の追加

１３，３６５千円　→　２４，１４５千円

修繕費　　１０，７８０千円増

【内容説明】

・　七里ガ浜浄化センターに設置されている、主要機器である送風機が故障したため、修繕を実施しようとするもの。